

平成20年度 施策評価実施要領

1. 目的

- (1) 総合計画における施策の位置付けを明確化し、施策達成のための手段である事務事業について、目的達成の成果に応じた優先順位付けや事業の取捨選択を行い、局の取り組み方針への反映を図ります。
- (2) 評価の客観性の確保と市民の視点を取り入れるために、行政評価検討委員会*¹による外部評価を導入し、常に改善していく仕組みへ転換を図ります。
- (3) 「都市経営ビジョン」の成果主義の視点から成果指標を設定し、指標による成果の測定結果に基づき、事業の優先順位付けや取捨選択を行うことによって、局・部・課等のマネジメントツールとして活用するとともに説明責任を果たすツールとしても活用を図ります。

2. 評価の活用

新たな行財政システムの運用により、経営資源と合わせ説明責任も局に移譲されますが、局として事業選択を実施した際にその根拠として評価を活用して下さい。

局内で見直した結果産み出した財源は、100%局内で配分できますので、積極的な活用を図ってください。

3. 評価の対象、評価の時点

(1) 評価の対象

- ①本市総合計画「新世紀さがみはらプラン」に掲げられた「主要な施策」全123施策を対象に評価を実施します。(平成18年度と同様)
- ②構成事務事業(基本的に予算上の細々目事業レベル)は、平成20年度事務事業名で記載し、前回(平成18年度実施)以降の新規分の追加、廃止・見直しによる削除等の修正を行ったもので優先順位を検討します。
- ③職員の研修費、一般事務費、予算を持たない国・県主体の事業費は、構成事務事業から除きます。

(2) 評価の時点

平成19年度の事業内容について、指標に基づいた事後評価を行います。

*1・・・市民、学識経験者等で構成する相模原市経営評価委員会の分科会。都市経営ビジョンの中の「経営評価委員会による政策・施策評価の導入」を担う委員会。

4. 評価の実施体制

1次評価（各局（各課・機関）/内部評価）、2次評価（行政評価会議^{*2}/内部評価）
3次評価（行政評価検討委員会/外部評価）をそれぞれの評価主体とします。

*2・・・企画・総務の局部長で構成。

5. 評価の手順

【施策の目的】

前回までは、総合計画に記載のあった内容を基本に記載してきましたが、今回からは、該当する施策の目的を社会情勢の変化や時点修正を加味した上で、改めて所管課で検討・検証して下さい。

【指標の設定】

（1）指標について

- ①目的を達成するための手段として事業があり、その事業の成果を測る物差しとして指標を検討して下さい。（1施策に1指標は最低限設定）
- ②指標設定にあたっては、基準、目標が数値化できる見込みのあるものを中心に考えて下さい。
- ③アンケート等により数値を得るケースについては、必ず実施できることを前提に指標として設定して下さい。
- ④専門的な行政用語、カタカナ語を避け、市民にわかりやすい言葉で指標名・定義等を記入して下さい。
- ⑤平成18年度実施時の指標は原則今回も使用可能としますが、今回設定した指標を優先します。（①の視点で再度検討して下さい。）

（2）目標値と実績値の設定

目標値は、前回設定した平成19年度及び平成21年度に加え、平成20年度及び平成22年度を追加設定して下さい。

実績値は、平成19年度実績値のみ記入して下さい。

（事業費/人員欄は、今年度は使用しません。）

6. 評価の視点

(1) 1次評価

1次評価は、2つの視点（有効性、市民満足度）で「平成20年度施策評価判定基準」に基づいて、局内評価会議（施策所管課）が、評価を実施します。

有効性の評価	指標と連動し、各事業が果たす施策に対する目標の達成度合いを把握し、効果の高い事業を実施しているかを評価します。
市民満足度の評価	市民満足度調査により市民ニーズを把握し、市民の立場に立って事業展開しているかを評価します。

(2) 評価結果に基づく区分

- ・2つの視点の評価結果を基に合計点数で判定してください。
- ・判定は、次の3つの区分に分類されます。

A (合計点数が6点以上)	良好と認められる施策です。
B (合計点数が5点・4点)	構成事務事業の見直しが必要な施策です。
C (合計点数が3点以下)	構成事務事業の統合・廃止の検討を要する施策です。

(3) 課題と解決策（現状または、評価結果から）

- ・社会状況等も踏まえ、課題と認識している事項について、解決策を含めて記入してください。解決策は、「いつまでに、何をどうする」を明記してください。

(4) 2次評価

2次評価は、局内評価会議の1次評価について、行政評価会議が総合的な視点及び課題や解決策を参考に評価を行い、必要に応じてコメントを付します。

(5) 3次評価

3次評価は、局内評価会議の1次評価及び行政評価会議の2次評価を参考に、市民の視点から行政評価検討委員会が評価を行います。評価実施にあたっては、事前にヒアリングを実施する場合があります。